

徳島県教育委員会公告式規則等の一部を改正する規則について

教育委員会教育総務課

1 改正の理由

地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律（平成26年法律第76号。以下「改正法」という。）により、教育長の位置付け及び教育委員会の運営等が次のとおり改正されたこと等に伴い、関係する教育委員会規則について所要の改正を行う必要がある。

(1) 教育長の位置付け

- ① 現行の教育委員長と教育長を一本化した新教育長（特別職）が設置され、教育委員長の職が廃止された。
- ② 教育長は教育委員会の構成員と位置付けられ、教育委員としての身分を有しないこととされた。
- ③ 教育長は、教育委員会の会務を総理し、教育委員会を代表することとされた。
- ④ 教育長の職務代理者は、教育委員から教育長が指名することとされた。（現行は教育委員会が指定する事務局の職員）

【会務を総理する】(H26.7.17付け26文科初第490号文部科学省初等中等教育局長通知)

現行の教育委員長の職務である「教育委員会の会議を主宰」すること並びに現行の教育長の職務である「教育委員会の権限に属するすべての事務をつかさどる」こと及び「事務局の事務を統括し、所属の職員を指揮監督すること」を意味する。

(2) 教育委員会の運営等

- ① 教育長は、教育委員会から委任された事務又は臨時に代理した事務の管理及び執行の状況を教育委員会に報告しなければならないこととされた。
- ② 教育長は、教育委員会の会議の終了後、遅滞なく、議事録を作成し、公表するよう努めなければならないこととされた。

2 改正の概要

次の表の中欄に記載する9教育委員会規則を改正することとした。

	教育委員会規則の名称	改正等の概要
1	徳島県教育委員会公告式規則	教育長が教育委員会を代表することとされたこと等に伴い、所要の整備を行う。
2	徳島県教育委員会会議規則	教育委員長の職が廃止され、教育長が会議を主宰することとされたこと等に伴う所要の整備を行うとともに、会議録の公開に係る規定を新たに追加する。
3	徳島県教育委員会会議の傍聴人規則	教育長が会議を主宰することとされたこと等に伴い、所要の整備を行う。
4	徳島県立学校規則	所要の整理を行う。
5	徳島県教育委員会行政組織規則	副教育長の職に関する規定における教育長の職務代理に係る事項を削除する等、所要の整備を行う。
6	徳島県教育財産管理規則	4と同様
7	徳島県教育委員会の権限に属する事務の委任等に関する規則	教育長が議会同意を得て知事が直接任命する特別職とされたこと等に伴う所要の整備を行うとともに、教育長が委任された事務に関する教育委員会への報告に係る規定を新たに追加する。
8	徳島県教育委員会の権限に属する事務の教育長専決に関する規則	教育長が議会同意を得て知事が直接任命する特別職とされたことに伴い、所要の整備を行う。
9	徳島県教育委員会職員の公務員倫理に関する規則	教育長が教育委員会の構成員と位置付けられたこと等に伴い、所要の整理を行う。

3 施行期日等

平成27年4月1日（改正法の施行の日）

なお、この規則の施行の際に現に在職する教育長が、その教育委員としての任期中であって引き続き在職する間においては、1及び3の規則については、なお従前の例によることとし、2、5、7及び8の規則については、改正前の規定がなお効力を有することとした。

条例等立案表

題名	徳島県教育委員会公告式規則等の一部を改正する規則	課(室)名	教育委員会教育総務課
		担当者名	小倉宏美
電話番号	三二〇八		
制定理由			地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部が改正され、教育長が教育委員としての身分を有しない特別職に属する職員とされたこと、教育委員会の運営等が変更されたこと等に伴い、関係する教育委員会規則について所要の改正を行う必要がある。
あらまし			一 地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部改正に伴い、次に掲げる教育委員会規則について所要の改正を行うこととした。 1 徳島県教育委員会公告式規則 2 徳島県教育委員会会議規則 3 徳島県教育委員会会議の傍聴人規則 4 徳島県立学校規則 5 徳島県教育委員会行政組織規則 6 徳島県教育財産管理規則 7 徳島県教育委員会の権限に属する事務の委任等に関する規則 8 徳島県教育委員会の権限に属する事務の教育長専決に関する規則 9 徳島県教育委員会職員の公務員倫理に関する規則 二 この規則は、平成二十七年四月一日から施行することとした。 三 この規則の施行に際し必要な経過措置を定めるトコトとした。
予算上の措置			
関係法規			参考
地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律(平成二十六年法律第七十六号)			備考
教育委員会法令審査会	要否		

徳島県教育委員会規則第 号

徳島県教育委員会公告式規則等の一部を改正する規則を次のように定める。

平成二十七年 月 日

徳島県教育委員会

委員長 松 重 和 美

徳島県教育委員会公告式規則等の一部を改正する規則

(徳島県教育委員会公告式規則の一部改正)

第一条 徳島県教育委員会公告式規則(昭和三十一年徳島県教育委員会規則第七号)の一部を次のように改正する。

第一条中「第十四条第二項」を「第十五条第一項」に、「基き」を「基づき」に改める。

第二条第一項中「教育委員会委員長(以下「委員長」という。)」を「教育長」に改め、同条第二項中「見易い」を「見やすい」に、「かえる」を「代える」に改める。

第四条第一項中「委員長名」を「教育長名」に、「委員長印」を「教育長印」に改める。

(徳島県教育委員会会議規則の一部改正)

第二条 徳島県教育委員会会議規則(昭和三十一年徳島県教育委員会規則第十一号)の一部を次のように改正する。

第一条の見出しを「(目的)」に改め、同条中「第十五条」を「第十四条第九項及び第十六条」に、「基き教育委員会」を「基づき、教育委員会」に改める。

第二条及び第三条を次のように改める。

第二条 削除

(教育長職務代理者の指名)

第三条 教育長職務代理者については、教育長が指名する。

第四条第一項から第四項までの規定中「委員長」を「教育長」に改め、同条第五項を削る。

第五条第一項中「第四条第一項」を「前条第一項」に改め、同条第二項中「開会前」を「開会」に、「委員長」を「教育長」に改める。

第六条、第七条及び第九条中「委員長」を「教育長」に改める。

第十条中「委員長」を「教育長」に改め、「教育長及び」を削る。

第十二条第一項中「委員長」を「教育長」に、「はかつて」を「譲つて」に改める。

第十三条中「委員長」を「教育長」に、「はかつて」を「譲つて」に改める。

第十四条第一項中「委員長」を「教育長」に改め、同条第二項中「委員長」を「教育長」に、「はかつて」を「譲つて」に改める。

第十六条第一項中「委員長」を「教育長」に、「出席委員」を「出席者」に改める。

第十七条中「委員長」を「教育長」に、「はかり」を「譲り」に改める。

第十九条第一項中「書記長及び書記」を「教育長」に改め、同条第二項を削り、同条第三項中「出席委員及びこれを調製した職員」を「出席者」に改め、同項を同条第二項とする。

第二十条第一号中「出席委員」を「出席者」に改め、同条第二号中「委員」を「教育

長、委員」に改め、同条第九号中「委員長」を「教育長」に改める。

第二十二条中「委員会」を「教育委員会」に、「委員長」を「教育長」に、「はがつて」を「諮つて」に改め、同条を第二十二条とする。

第二十一条の次に次の二条を加える。

第二十二条 会議録は、これを公表する。ただし、第十六条第一項ただし書の規定により公開しないこととした会議に係る部分については、この限りでない。

(徳島県教育委員会会議の傍聴人規則の一部改正)

第三条 徳島県教育委員会会議の傍聴人規則(昭和三十一年徳島県教育委員会規則第十二号)の一部を次のように改正する。

第一条中「一に」を「いずれかに」に改め、同条第二号中「委員長」を「教育長」に改める。

第四条中「なつた」を「なつた」に、「委員長」を「教育長」に改める。

第五条及び第六条中「委員長」を「教育長」に改める。

(徳島県立学校規則の一部改正)

第四条 徳島県立学校規則(昭和三十三年徳島県教育委員会規則第二号)の一部を次のように改正する。

第十九条第一項中「第二十二条第二号」を「第二十二条第一号」に改める。

(徳島県教育委員会行政組織規則の一部改正)

第五条 徳島県教育委員会行政組織規則(昭和四十五年徳島県教育委員会規則第四号)の一部を次のように改正する。

第四条第一号中「第十八条第一項」を「第十七条第一項」に改める。

第六条第二十九号中「第二十七条」を「第二十六条」に改める。

第十五条第二項を削る。

(徳島県教育財産管理規則の一部改正)

第六条 徳島県教育財産管理規則(昭和四十五年徳島県教育委員会規則第五号)の一部を次のように改正する。

第一条の見出しを「(趣旨)」に改め、同条中「第二十二条第二号」を「第二十二条第一号」に改める。

第二条第一号中「第二十三条第二号」を「第二十二条第一号」に改める。

(徳島県教育委員会の権限に属する事務の委任等に関する規則の一部改正)

第七条 徳島県教育委員会の権限に属する事務の委任等に関する規則(昭和四十六年徳島県教育委員会規則第三号)の一部を次のように改正する。

第一条の見出しを「(趣旨)」に改め、同条中「第二十六条第一項」を「第二十五条第一項及び第三項」に改める。

第二条第四号中「褒賞を行ない」を「褒賞を行い」に、「行なう重要な褒賞」を「行う重要な褒賞」に改め、同条第六号中「教育長及び」を削り、同条第九号中「申し出を行ない」を「申出を行い」に改め、同条第十号及び第二十二号中「行なう」を「行う」に改め、同条に次の二項を加える。

2 教育長は、前項の規定により委任された事務の管理及び執行の状況について、必要に応じ、委員会に報告しなければならない。

第三条第一項中「前条各号」を「前条第一項各号」に改め、同条第二項中「ときは、次回の」を「事務の管理及び執行の状況について、次回の会議において」に改める。

(徳島県教育委員会の権限に属する事務の教育長専決に関する規則の一部改正)

第八条 徳島県教育委員会の権限に属する事務の教育長専決に関する規則(昭和四十六年徳島県教育委員会規則第四号)の一部を次のように改正する。

第二条各号列記以外の部分中「第二条」を「第二条第一項」に改め、同条第一号イ中「教育長並びに」を削り、同条第二号中「並びに教育長の初任給」を削り、同号イ中「教育長並びに」を削る。

(徳島県教育委員会職員の公務員倫理に関する規則の一部改正)

第九条 徳島県教育委員会職員の公務員倫理に関する規則(平成十六年徳島県教育委員会規則第一号)の一部を次のように改正する。

第十九条第二項第三号中「教育委員会の指揮監督の下、職員」を「職員」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成二十七年四月一日から施行する。

(徳島県教育委員会公告式規則の一部改正に伴う経過措置)

2 地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律(平成二十六年法律第七十六号)附則第二条第一項の規定により教育長が在職する場合における教育委員会規則その他教育委員会の定める規程で公表を要するものの公布については、なお従前の例による。

(徳島県教育委員会会議規則の一部改正に伴う経過措置)

3 前項に規定する場合においては、第二条の規定による改正後の徳島県教育委員会会議規則第二条から第七条まで、第九条、第十条、第十二条第一項、第十三条、第十四条、第十六条第一項、第十七条及び第十九条から第二十二条までの規定は適用せず、第二条による改正前の徳島県教育委員会会議規則第二条から第七条まで、第九条、第十条、第十二条第一項、第十三条、第十四条、第十六条第一項、第十七条及び第十九条から第二十二条までの規定は、なおその効力を有する。

(徳島県教育委員会会議の傍聴人規則の一部改正に伴う経過措置)

4 附則第二項に規定する場合における教育委員会の会議の傍聴については、なお従前の例による。

(徳島県教育委員会行政組織規則の一部改正に伴う経過措置)

5 附則第二項に規定する場合においては、第五条の規定による改正前の徳島県教育委員会行政組織規則第十五条第三項の規定は、なおその効力を有する。

(徳島県教育委員会の権限に属する事務の委任等に関する規則の一部改正に伴う経過措置)

6 附則第二項に規定する場合においては、第七条の規定による改正後の徳島県教育委員会の権限に属する事務の委任等に関する規則第二条第一項第六号及び第二項の規定は適用せず、第七条の規定による改正前の徳島県教育委員会の権限に属する事務の委任等に関する規則第二条第六号の規定は、なおその効力を有する。

(徳島県教育委員会の権限に属する事務の教育長専決に関する規則の一部改正に伴う経

(過渡措置)

7 附則第一項に規定する場合においては、第八条の規定による改正後の徳島県教育委員会の権限に属する事務の教育長専決に関する規則第二条第一号イ及び第二号イの規定は適用せず、第八条の規定による改正前の徳島県教育委員会の権限に属する事務の教育長専決に関する規則第二条第一号イ及び第二号イの規定は、なおその効力を有する。

徳島県教育委員会公告式規則等の一部を改正する規則 新旧对照表

1 徳島県教育委員会公告式規則（昭和三十一年徳島県教育委員会規則第7号） 新旧对照表（第一条関係）

改 正 案	現 行
<p>第一条 この規則は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和三十一年法律第百六十一号）第十五条第二項の規定に基づき、教育委員会規則その他教育委員会の定める規程で公表を要するものの公布に關し必要な事項を定めるることを目的とする。</p>	<p>第一条 この規則は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和三十一年法律第百六十一号）第十四条第二項の規定に基づき、教育委員会規則その他教育委員会の定める規程で公表を要するものの公布に關し必要な事項を定めるることを目的とする。</p>
<p>第一条 徳島県教育委員会規則（以下「規則」という。）を公布するときは、公布の旨の前文及び年月日を記入し、その末尾に<u>教育長</u>が署名するものとする。</p> <p>2 規則の公布は、徳島県報に登載してこれをを行う。ただし、天災その他やむを得ない事情で徳島県報に登載して公布することができないときは、県庁その他見易い場所に掲示してこれに代えることができる。</p>	<p>第一条 徳島県教育委員会規則（以下「規則」という。）を公布するときは、公布の旨の前文及び年月日を記入し、その末尾に<u>教育委員会委員長</u>（以下「委員長」という。）が署名するものとする。</p> <p>2 規則の公布は、徳島県報に登載してこれをを行う。ただし、天災その他やむを得ない事情で徳島県報に登載して公布することができないときは、県庁その他見易い場所に掲示してこれに代えることができる。</p>
<p>第四条 規則を除くほか、教育委員会の定める規程を公表するときは、制定又は公表の旨の前文、年月日及び教育長名を記入し、教育印を押すものとする。</p> <p>2 (略)</p>	<p>第四条 規則を除くほか、教育委員会の定める規程を公表するときは、制定又は公表の旨の前文、年月日及び<u>委員長名</u>を記入し、<u>委員長印</u>を押すものとする。</p> <p>2 (略)</p>

2 徳島県教育委員会議規則（昭和三十一年徳島県教育委員会規則第十一号） 新旧对照表（第一条関係）

改 正 案	現 行
<p>(目的)</p> <p>第一条 この規則は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和三十一年法律第百六十一号）第十四条第九項及び第十六条の規定に基づき、教育委員会の会議及び議事の運営に關し必要な事項を定めるることを目的とする。</p>	<p>(この規則の目的)</p> <p>第一条 この規則は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和三十一年法律第百六十一号）第十五条の規定に基づき教育委員会の会議及び議事の運営に關し必要な事項を定めるることを目的とする。</p>
<p>第一条 削除</p>	<p>(委員長の選挙)</p> <p>第一条 委員長の選挙は、会議において無記名投票により行い、有効投票の最多数を得た者（得票数が同じであるものが二人以上あるときは、これらの中の者の中からランダムで定めた者）をもつて当選人とする。</p> <p>2 教育委員会（以下「委員会」という。）は、委員中に異議がないときは、前項の選挙について指名推薦の方法を用いることができる。</p> <p>3 委員長の選挙を行う場合において、委員長の職務を行う者がないときは、年長の委員が臨時に委員長の職務を行ふ。</p>
<p>(教育長職務代理者の指名)</p> <p>第三条 教育長職務代理者については、教育長が指名す</p>	<p>(委員長職務代理者の指定)</p> <p>第三条 委員長職務代理者の選任については、教育委員</p>

<p>る。</p> <p>(会議の招集)</p> <p>第四条 会議の招集は、会議開催の場所、日時及び会議に付議すべき事件を<u>教育長</u>があらかじめ各委員に通知して行う。</p> <p>2 会議の招集を行つたときは<u>教育長</u>は、直ちに会議開催の場所、日時及び会議に付議すべき事件を公表するものとする。ただし、臨時会については、この限りでない。</p> <p>3 会議は定期会及び臨時会として、定期会は毎月一回、臨時会は必要に応じ<u>教育長</u>がこれを招集する。ただし、特別の事情があるときは、定期会の回数を変更することができる。</p> <p>4 <u>教育長</u>は、委員一人以上の者から書面で会議に付議すべき事件を示して会議招集の請求があつたときは、これを招集しなければならない。</p> <p>(副除)</p>	<p>会が指すする。</p> <p>(会議の招集)</p> <p>第四条 会議の招集は、会議開催の場所、日時及び会議に付議すべき事件を<u>委員長</u>があらかじめ各委員に通知して行う。</p> <p>2 会議の招集を行つたときは<u>委員長</u>は、直ちに会議開催の場所、日時及び会議に付議すべき事件を公表するものとする。ただし、臨時会については、この限りでない。</p> <p>3 会議は定期会及び臨時会として、定期会は毎月一回、臨時会は必要に応じ<u>委員長</u>がこれを招集する。ただし、特別の事情があるときは、定期会の回数を変更することができる。</p> <p>4 <u>委員長</u>は、委員一人以上の者から書面で会議に付議すべき事件を示して会議招集の請求があつたときは、これを招集しなければならない。</p> <p>5 委員が全員欠け、新たに委員が任命されたときにおける最初の会議は、年長の委員がこれを招集する。</p>
<p>(議席)</p> <p>第六条 委員の議席は、<u>教育長</u>がこれを定める。</p> <p>(会議の開閉)</p> <p>第七条 会議の開会及び閉会は<u>教育長</u>が行う。</p> <p>(会議の開始散会等)</p> <p>第九条 会議の開始、散会、延会及び小休は、<u>教育長</u>がこれを宣告する。</p> <p>2 <u>教育長</u>が散会、延会又は小休を宣した後は、何人も議事について発言することができない。</p>	<p>(議席)</p> <p>第六条 委員の議席は、<u>委員長</u>がこれを定める。</p> <p>(会議の開閉)</p> <p>第七条 会議の開会及び閉会は<u>委員長</u>が行う。</p> <p>(会議の開始散会等)</p> <p>第九条 会議の開始、散会、延会及び小休は、<u>委員長</u>がこれを宣告する。</p> <p>2 <u>委員長</u>が散会、延会又は小休を宣した後は、何人も議事について発言することができない。</p>
<p>(発言)</p> <p>第十条 委員が動議を提出し、又は議事について発言しようとするときは、<u>教育長</u>の許可を得て行わなければならぬ。<u>教育長</u>及び出席を求められた教育委員会事務局及び教育機関の職員等が発言しようとする場合もまた同様とする。</p> <p>(動議)</p> <p>第十一条 委員は、動議を提出することができない。</p> <p>2 動議が提出されたときは<u>教育長</u>は、会議に附つてこれを決しなければならない。</p>	<p>(発言)</p> <p>第十条 委員が動議を提出し、又は議事について発言しようとするときは、<u>委員長</u>の許可を得て行わなければならぬ。<u>教育長</u>及び出席を求められた教育委員会事務局及び教育機関の職員等が発言しようとする場合もまた同様とする。</p> <p>(動議)</p> <p>第十一条 委員は、動議を提出することができない。</p> <p>2 動議が提出されたときは<u>委員長</u>は、会議に附つてこれを決しなければならない。</p>

(採決)	第十三条 教育長が論議が尽きたと認めたらしくは、会議に詰つて採決しなければならない。	(採決)	第十三条 委員長が論議が尽きたと認めたらしくは、会議に詰つて採決しなければならない。
第十四条 教育長は、順次各委員の賛否を求めて採決する。 2 教育長は必要があると認めらるいもか、会議に詰つて記名又は無記名投票によって採決するといふことができる。	第十四条 委員長は、順次各委員の賛否を求めて採決する。 2 委員長は必要があると認めらるいもか、会議に詰つて記名又は無記名投票によって採決するといふことができる。	第十四条 委員長は、順次各委員の賛否を求めて採決する。 2 委員長は必要があると認めらるいもか、会議に詰つて記名又は無記名投票によって採決するといふことができる。	第十四条 委員長は、順次各委員の賛否を求めて採決する。 2 委員長は必要があると認めらるいもか、会議に詰つて記名又は無記名投票によって採決するといふことができる。
(会議の公開)	第十六条 会議が、これを公開する。ただし、教育長又は委員の発議により出席者の三分の一以上の多数で議決したときは、これを公開しないといふ。	(会議の公開)	第十六条 会議が、これを公開する。ただし、委員長又は委員の発議により出席委員の三分の一以上の多数で議決したときは、これを公開しないといふ。
2 (略)	2 (略)	2 (略)	2 (略)
(自由討議)	第十七条 教育長は議事について必要なと認めらるいもか、会議に詰り自由討議するといふ。	(自由討議)	第十七条 委員長が議事について必要なと認めらるいもか、会議にはかり自由討議するといふ。
第十九条 会議録は、教育長がこれを作成する。	第十九条 会議録は、書記長及び書記がこれを作成する。	第十九条 会議録は、書記長及び書記がこれを作成する。	第十九条 会議録は、書記長及び書記がこれを作成する。
(削除)			
2 会議録には、出席者が署名しなければならない。	2 前項の書記長及び書記は、教育委員会事務局職員をもつてこれを充てん。	3 会議録には、出席委員及びこれを講取した職員が署名しなければならない。	3 会議録には、出席委員及びこれを講取した職員が署名しなければならない。
第二十条 会議録には、左に掲げる事項を記載しなければならない。 一 開会及び閉会に関する事項 二 出席者の氏名 三 教育長、委員及び傍聴人を除くほか、議場に出席した者の氏名 四く八 (略) 九 その他教育長又は会議において必要と認めた事項	第二十条 会議録には、左に掲げる事項を記載しなければならない。 一 開会及び閉会に関する事項 二 出席委員の氏名 三 委員及び傍聴人を除くほか、議場に出席した者の氏名 四く八 (略) 九 その他委員長又は会議において必要と認めた事項	第二十条 会議録には、左に掲げる事項を記載しなければならない。 一 開会及び閉会に関する事項 二 出席委員の氏名 三 委員及び傍聴人を除くほか、議場に出席した者の氏名 四く八 (略) 九 その他委員長又は会議において必要と認めた事項	第二十条 会議録には、左に掲げる事項を記載しなければならない。 一 開会及び閉会に関する事項 二 出席委員の氏名 三 委員及び傍聴人を除くほか、議場に出席した者の氏名 四く八 (略) 九 その他委員長又は会議において必要と認めた事項
第二十一条 会議録が、これを公表する。ただし、第十一条第一項ただし書の規定により公開しないといふした会議に係る部分については、この限りでない。	(新設)		
(補則)	第二十二条 リの規則に定めるものほか、教育委員会の会議及び議事について必要な事項は、教育長が会議に詰つて定める。	(補則)	第二十二条 リの規則に定めるものほか、委員会の会議及び議事について必要な事項は、委員会が会議にはかりて定める。

3 滋賀県教育委員会会議の傍聴人規則（昭和三十一年滋賀県教育委員会規則第十一号） 新旧对照表（第三条関係）

改 正 案	現 行
第一条 次の各号のいずれかに該当する者は、傍聴を許	第一条 次の各号のうち該当する者は、傍聴を許

可しない。	可しない。
一・二 (略)	一・二 (略)
三 前二号のほか、教育長において傍聴を不適当と認める者	三 前二号のほか、委員長において傍聴を不適当と認める者
第四条 傍聴席が満員となるときはその他教育長が必要と認めたときは、傍聴を制限し又は拒絶することができる。	第四条 傍聴席が満員となるときはその他委員長が必要と認めたときは、傍聴を制限し又は拒絶することができる。
第五条 傍聴人は、教育長が傍聴を禁じ又は退場を命じたときは、直ちに退場しなければならない。	第五条 傍聴人は、委員長が傍聴を禁じ又は退場を命じたときは、直ちに退場しなければならない。
第六条 前各条のほか、傍聴人は、教育長の指示に従わなければならぬ。	第六条 前各条のほか、傍聴人は、委員長の指示に従わなければならぬ。

4 徳島県立学校規則（昭和三十三年徳島県教育委員会規則第三号） 新旧对照表（第四条関係）

改 正 案	現 行
(看護責任)	(看護責任)
第十九条 校長は、委員会から引継を受けた教育財産（法第十一条第一号に規定する財産をいう。以下同じ。）を管理するものとして、常にその整備に努めなければならない。	第十九条 校長は、委員会から引継を受けた教育財産（法第十三条第一号に規定する財産をいう。以下同じ。）を管理するものとして、常にその整備に努めなければならない。
2 (略)	2 (略)

5 徳島県教育委員会行政組織規則（昭和四十五年徳島県教育委員会規則第四号） 新旧对照表（第五条関係）

改 正 案	現 行
(機関の種類及び定義)	(機関の種類及び定義)
第四条 組織のために置かれる機関は、事務局、教育機関及び附属機関とし、各機関の定義は、それぞれ次の各号に定めるところとする。	第四条 組織のために置かれる機関は、事務局、教育機関及び附属機関とし、各機関の定義は、それぞれ次の各号に定めるところとする。
一 事務局 地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和三十一年法律第二百六十二号。以下「地教行法」という。）第十七条第一項の規定に基づく事務局をいう。	一 事務局 地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和三十一年法律第二百六十二号。以下「地教行法」という。）第十八条第一項の規定に基づく事務局をいう。
二・三 (略)	二・三 (略)
(教育総務課の分掌事務)	(教育総務課の分掌事務)
第六条 教育総務課の分掌事務は、次の各号に掲げるとおりとする。	第六条 教育総務課の分掌事務は、次の各号に掲げるとおりとする。
一・二十八 (略)	一・二十八 (略)
一十九 地教行法第十六条の規定に基づく点検及び評価に關するもの。	一十九 地教行法第十七条の規定に基づく点検及び評価に關するもの。
三十一・三十二 (略)	三十一・三十二 (略)
(副教育長)	(副教育長)
第十五条 事務局に副教育長を置く。	第十五条 事務局に副教育長を置く。

<p>2 副教育長は、教育長を補佐する。 (削除)</p>	<p>2 副教育長は、教育長を補佐する。</p>
	<p>3 副教育長は、教育長に事故があるとき、又は教育長が欠けたときは、その職務を行う。</p>

6 徳島県教育財産管理規則（昭和四十五年徳島県教育委員会規則第五号） 新旧对照表（第六条関係）

改 正 案	現 行
<p>(趣旨)</p> <p>第一条 地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和三十一年法律第百六十一号。以下「法」という。）第十二条第一号の規定に基づく教育財産の管理に関しては、別に定めがあるものを除くほか、この規則の定めるところによる。</p>	<p>(この規則の趣旨)</p> <p>第一条 地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和三十一年法律第百六十一号。以下「法」という。）第十二条第一号の規定に基づく教育財産の管理に関しては、別に定めがあるものを除くほか、この規則の定めるところによる。</p>
<p>(定義)</p> <p>第二条 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるものととする。</p> <ul style="list-style-type: none"> 一 教育財産 法第二十二条第一号に規定する学校その他の教育機関の用に供する財産（物品を除く。）をいう。 <p>二～四 (略)</p>	<p>(定義)</p> <p>第二条 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるものととする。</p> <ul style="list-style-type: none"> 一 教育財産 法第二十二条第一号に規定する学校その他の教育機関の用に供する財産（物品を除く。）をいう。 <p>二～四 (略)</p>

7 徳島県教育委員会の権限に属する事務の委任等に関する規則（昭和四十六年徳島県教育委員会規則第三号） 新旧对照表（第七条関係）

改 正 案	現 行
<p>(趣旨)</p> <p>第一条 この規則は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和三十一年法律第百六十一号）第二十五条第一項及び第三項の規定に基づき、徳島県教育委員会（以下「委員会」という。）の権限に属する事務の委任及び臨時代理について必要な事項を定めるものとする。</p>	<p>(この規則の趣旨)</p> <p>第一条 この規則は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和三十一年法律第百六十一号）第二十五条第一項の規定に基づき、徳島県教育委員会（以下「委員会」という。）の権限に属する事務の委任及び臨時代理について必要な事項を定めるものとする。</p>
<p>(教育長に対する委任)</p> <p>第二条 委員会は、次の各号に掲げる事項を除き、その権限に属する事務を教育長に委任する。</p> <ul style="list-style-type: none"> 一～三 (略) 四 重要な委嘱を行ない、又は国及び県が行なう重要な委嘱について候補者を推薦するところ。 五 (略) 六 委員会事務局職員の任免その他の人事に関するところ。 七・八 (略) 九 一件三千万以上の教育財産の取得の申出を行い、及び工事の計画を策定するところ。 十 委員会規則及び委員会訓令の制定又は改廃を行うところ。 	<p>(教育長に対する委任)</p> <p>第二条 委員会は、次の各号に掲げる事項を除き、その権限に属する事務を教育長に委任する。</p> <ul style="list-style-type: none"> 一～三 (略) 四 重要な委嘱を行ない、又は国及び県が行なう重要な委嘱について候補者を推薦するところ。 五 (略) 六 教育長及び委員会事務局職員の任免その他の人事に関するところ。 七・八 (略) 九 一件三千万以上の教育財産の取得の申出を行ない、及び工事の計画を策定するところ。 十 委員会規則及び委員会訓令の制定又は改廃を行なうところ。

<p>十一～二十一 (略)</p> <p>二十二 準助金等の交付及びその額の確定を行うこと。</p> <p>二十三～二十五 (略)</p> <p>2 教育長は、前項の規定により委任された事務の管理及び執行の状況について、必要に応じ、委員会に報告しなければならない。</p>	<p>十一～二十一 (略)</p> <p>二十二 準助金等の交付及びその額の確定を行なふこと。</p> <p>二十三～二十五 (略)</p> <p>(新設)</p>
<p>(教育長の臨時代理)</p> <p>第三条 教育長は、前条第一項各号に掲げる事項について緊急やむを得ない事情により委員会の議決を受けることができない場合は、これを臨時に代理することができる。</p> <p>2 教育長は、前項の規定により臨時に代理した事務の管理及び執行の状況について、次回の会議において委員会に報告し、承認を得なければならぬ。</p>	<p>(教育長の臨時代理)</p> <p>第三条 教育長は、前条各号に掲げる事項について緊急やむを得ない事情により委員会の議決を受けることができない場合は、これを臨時に代理することができる。</p> <p>2 教育長は、前項の規定により臨時に代理したものを、次回の委員会に報告し、承認を得なければならぬ。</p>

8 徳島県教育委員会の権限に属する事務の教育長専決に付する規則（昭和四十六年徳島県教育委員会規則第四号）
新旧对照表（第八条関係）

改 正 案	現 行
<p>(教育長の専決事項)</p> <p>第二条 徳島県教育委員会の権限に属する事務の委任等に関する規則（昭和四十六年徳島県教育委員会規則第三号）第十二条第一項に定める事務のうち、次に掲げる事務については、教育長に専決をさせるものとする。</p> <p>一 次に掲げる職員の任免その他の選拔（懲戒及び分限（降任又は免職）を除く。）を行つる。</p> <p>イ 委員会事務局職員のうち副教育長、教育次長及び本部長並びに課長及びこれに相当する職の職員以外の職員</p> <p>ロ ニー (略)</p> <p>二 次に掲げる職員の給与（通勤手当、扶養手当、住居手当及び単身起任手当）を除く。) を決定する。</p> <p>イ 委員会事務局職員のうち副教育長、教育次長及び本部長並びに課長及びこれに相当する職の職員</p> <p>ロ ニー (略)</p> <p>三一六 (略)</p>	<p>(教育長の専決事項)</p> <p>第二条 徳島県教育委員会の権限に属する事務の委任等に関する規則（昭和四十六年徳島県教育委員会規則第三号）第十二条に定める事務のうち、次に掲げる事務については、教育長に専決をさせるものとする。</p> <p>一 次に掲げる職員の任免その他の選拔（懲戒及び分限（降任又は免職）を除く。）を行つる。</p> <p>イ 教育長並びに委員会事務局職員のうち副教育長、教育次長及び本部長並びに課長及びこれに相当する職の職員以外の職員</p> <p>ロ ニー (略)</p> <p>二 次に掲げる職員の給与（通勤手当、扶養手当、住居手当及び単身起任手当並びに教育長の初任給を除く。) を決定する。</p> <p>イ 教育長並びに委員会事務局職員のうち副教育長、教育次長及び本部長並びに課長及びこれに相当する職の職員</p> <p>ロ ニー (略)</p> <p>三一六 (略)</p>

9 埼玉県教育委員会職員の公務費倫理に関する規則（平成十六年徳島県教育委員会規則第一号）
新旧对照表（第九条関係）

改 正 案	現 行
<p>(倫理監督者)</p> <p>第十九条 倫理監督者は、教育長をもつて充てる。</p> <p>2 倫理監督者は、条例又はこの規則に定める事項の実</p>	<p>(倫理監督者)</p> <p>第十九条 倫理監督者は、教育長をもつて充てる。</p> <p>2 倫理監督者は、条例又はこの規則に定める事項の実</p>

施に關し、次に掲げる職務を有する。	施に關し、次に掲げる職務を有する。
Ⅰ・Ⅱ (略)	Ⅰ・Ⅱ (略)
Ⅲ 教員の職務に係る倫理の保持のための体制の整備に関する事務を行つこと。	Ⅲ 教育委員会の指揮監督の下、教員の職務に係る倫理の保持のための体制の整備に関する事務を行つこと。
Ⅳ (略)	Ⅳ (略)
3 (略)	3 (略)

